相談支援機関専門職ヒアリングの結果

■ヒアリングの実施状況

ヒアリング対象	対面ヒアリング実施日時			
地域包括支援センター	令和4年6月27日 10:00~11:30			
子育て世代包括支援センター(健康増進課)	令和4年6月24日 10:00~11:30			
保育コンシェルジュ(幼児保育課)	令和4年6月27日 13:30~14:20			
母子父子自立支援員(子育て支援課)	紙面ヒアリングのみ			
家庭児童相談員(子育て支援課)	令和4年6月27日 15:30~17:00			
障がい者基幹相談支援センター	令和4年6月28日 13:00~14:30			
生活支援相談窓口	令和4年6月28日 14:45~16:30			

■ヒアリングの内容

- 1 第3期地域福祉計画の基本目標5「総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化」に関する 振り返り(関連する取り組みの状況、課題など)
- 2 コロナ禍による相談支援に関する取り組み、対象者等への影響
- 3 地域団体・住民等との連携状況
- 4 相談支援に取り組むにあたって行政や他専門機関・事業所、地域団体、住民等に期待すること
- 5 当事者及び地域の担い手等の状況等
- 6 第4期地域福祉計画策定に向けて必要となる視点

■相談支援専門職ヒアリングの結果概要

		地域包括支援C	子育て世代包括支援C	保育コンシェルジュ	母子父子自立支援員	家庭児童相談員	障がい者基幹相談支援C	生活支援相談窓口
	(8050、独居、キーパ- ンが精神障害など)。	●認知症の相談が増加。 ●複合的なケースが常態化 (8050、独居、キーパーソ	●相談件数は横ばい(出生数減少が背景)。 ●妊娠前から子育て支援までの切れ目のない支援を実施。 ●横断的支援が必要な場合、ケアカンファを実施し、訪問・電話で対応。	●相談件数は減少(出生数・子ども数減少が背景)。 ●子ども数の状況により、 相談件数に地域差あり。 ●待機児童数ゼロを維持。	●相談者の抱える問題が複雑化・多様化しており、関係機関との連携、同行支援などが必要。 →対応時間が長期化。 ●個人情報を扱うため、情報連携が困難な場合あり。 →個人の同意を得るなど、円滑な連携体制が必要。	●利用者支援事業を通じて 関係課と連携できている (個別ケース)。 ●要保護児童対策地域協議 会のケース会議で対応。 →共通理解、相互理解の促 進により、さらに連携し やすくなった。 ●幼児保育課、子育て支援 課、健康増進課が庁舎建替 えで同じつい。	●手帳取得前の複合的な課題を抱える人などは、支援先につなぐことが困難。 ●手帳の有無に関係なく、相談に対応。アウトリーチ型の相談も実施。 ●相談件数が増加したことにより、令和4年度から相談員2名から3名に増員となった。 ●基幹相談支援Cのさらなる周知が必要。	●自立相談支援を実施。 ●コロナにより相談件数が増加。 ●窓口相談の増加により、アウトリーチによる相談対応を実施するマンパワーが不足。 ●一次窓口的な役割もあり、より適切な相談窓口につなぐ。
1 第3		●相談・対応の人員不足(専 門職の離職などあり)。	●各種事業を通じて関係機関と連携し、虐待の予防・早期発見・対応を実施。 ●利用者支援事業を通じて関係課と連携できている(個別ケース)。 ●要保護児童対策地域協議会等の既存会議で連携。	●利用者支援事業を通じて 関係課と連携できている (個別ケース)。 ●幼児保育課、子育て支援 課、健康増進課が庁舎建替 えで同じフロアになったた め連携しやすい。			●基幹相談支援Cの認知が進んでいる組織・団体等とは連携しやすい。 ●学校には基幹相談支援Cが認識されておらず、連携がとりにくい。	●就労が難しい高齢者、働く意欲があっても生活が難しい人などは生活保護につないでいる。 ●ひきこもりは、ケースに応じて専門相談機関(市外)にもつないでいる。
第3期計画の基本目標5についての振り返り	分野横断でのネット ワークの構築・強化: 基本目標5-2) 公助②		●個別ケース毎に他分野 (教育、生活困窮等)と情 報共有・連携して対応。			●虐待案件については、学校・園、庁内各課、障害者施設、警察、こどもセンター、養護施設等と連携できている。	●基幹相談支援Cを知ってにをなる。 ●基幹相談支援Cを知ってにをなる。 ●基幹相談支援Cに一ののではではではではですがですがですができる。とのではずりででができる。とのではでいるではでいるのではでいるができる。とのではできるができる。とのではできるができる。とのではできる。とのではできる。とのではできる。とのではできる。とのではできる。とのではできる。とのではできる。とのではできる。とのではできる。といるでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	●他分野との情報共有を大なっているが、庁内関係課を通じたものが多い。 ●学校との連携、情報共有は難しがの専門職・相談はを通り野の本のが多い。 ●対のの事門職にあるからのからのからであまりはあるがであるとはあまりの相談である。 ●門職ではいる会議を利り・機のないのであるである。 ●既のから、後継を利いる。 ●既のから、後継を利いる、は、のからのからのからのがある。 ●既のから、は、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の
	制度・サービスに関する情報提供・発信: 基本目標5-3) 公助③	●社協だより、HP、SNS ●市民にオンラインで情報	●妊婦・子育て応援ガイド●子どもの急病対応ガイド●WEB・アプリで対応。	●にこにこ通信 ●教育・保育施設の空き情 報の問い合わせあり。		●ホームページ ●たかさごナビ ●広報	●ホームページ ●高砂市障がい者福祉制度 の概要	●HP、チラシなどで周知。 ●出前講座などを活用した アウトリーチ的な周知啓発 ができれば。

	地域包括支援C	子育て世代包括支援C	保育コンシェルジュ	母子父子自立支援員	家庭児童相談員	障がい者基幹相談支援C	生活支援相談窓口
2 コロナ禍の影響	●コロナ禍が激しい令和 2年度は虐待相談件数が 半減し、深刻な相談が潜在 化しつつある。 ●事業について、再調整や オンライン対応など等 務量と負担が増加。 ●いき百などの地域活動 が自粛となり活動人数での活動へ の転換も必要。	●コロナ感染への不安から訪問拒否や健診未受診が増加。→対面での状況確認ができない。	●電話の相談対応が増加。 ●コロナ感染への不安、保 護者の仕事が決まらない などの理由で入所内定を 辞退する人が増加。(R3)	●生活困窮により、貸付や 支援などに関する問い合 わせが増加。 ●コロナ特別貸付がなく なった後、つなぐ支援がな いケースあり。	在化している可能性あり。 ●コロナ感染予防を理由	が困難になった。 ●オンラインだからこそ 相談しやすいケースあり。	→救われる面もあるが、貸 付をあてにする、貸付に依
3 地域団体・住民等との 連携状況	●ケースを通じ民生委員と 連携。認知症啓発では警察、 金融機関、店舗とも連携。 ●生活支援体制整備事業 (R4からは社協へ) →支え合いづくり協議会 の設置(8地区中7地区) →現状・課題の共有段階か ら具体的な取組の実践へ (モデル的取組が必要)	●ファミサポとの連携。 ●コロナ禍により、母子保健推進員(女性の民生委員が兼務)との未受診者訪問などの連携がなくなった。 ●いずみ会(食改)との連携による食育の取組。			●自治会に児童虐待防止 啓発チラシの配布を依頼。 ●ケースに応じて、民生委 員に日常活動の中での見 守りなどを依頼。 ●民生委員に児童虐待防 止の啓発活動を依頼。	●地域団体との連携は難しい面がある。 →地域での気づきを支援 につないでもらうために も基幹相談支援Cを知っ てもらう必要がある。	
4 相談支援で行政、 他専門機関・事業所、 地域団体・住民に 期待すること	●制度ごとに配置された 相談支援員(専門職)の顔 の見える関係づくりを目 的とした場・機会が必要。 ●支え合いづくり協議会 を通じ、住民主体による地 域課題の解決に向けた取 り組みの推進。		●個人情報を踏まえた市 民への対応(他課との個人 情報共有をどの程度明ら かにすればよいかなど)に 関する研修・勉強会があれ ば。	→個人の同意を得るなど、 円滑な連携体制が必要。 ●地域で問題を抱えてい	●コロナ禍により貧困が 顕在化し、特に社会的弱者 に様々な影響を与えるた め、これまで以上に相談体 制と、地域での支え合い体	●相談員個人や一事業所だけで解決するのは困難。 他職種、他領域、他分野の方々とともに活動するための連携体制づくりが必要。 ●地域で気なることがあれば、基幹相談支援Cにつないでほしい。(障害関係)	要。(再掲) ●地域の居場所づくり、地 域でのつながりづくり。 (自立相談支援の出口と
5 当事者及び担い手の 状況	にくい。(ケアマネからの 相談はある。) ●本人にヤングケアラー	●離婚してひとり親世帯になると経済的な問題、社会的孤立などが見られる。 ●妊婦・子育て世代は地域というより、SNSでのつながりが強い。	●夫婦で相談に来る人が 増えた。	●複合的な課題を抱える 人、支援できる制度がない 人、制度があっても利用し ない人などがおり、支援の 手が届かない状況にある。	化しにくく、「もしかして?」というケースが稀にある程度。 ●本人・家族に自覚がないので把握や支援検討が難しい。 ●市民に対するヤングケ	→障がいのある人の「生き づらさ」を知ってもらうた めの学習が必要。 ●家庭環境などで事態が 複雑化する当事者が多い。 →家族・関係者の支援も並 行してできるよう、複数の 支援者の育成が課題。	関する制度などの必要な情報が届いていない。 →情報提供、学習の場が必要。 ●ヤングケアラーの疑いや恐れがあるケースはある。 ●当事者にヤングケアラー
6 第4期計画策定に 向けて必要となる視点	●多機関・多職種連携との連携のためのシステム・仕組みをしっかりと運用。 ●地域ケア会議や生活支援体制整備事業等のシステムを活用し、地域課題を解決する具体的な仕組み・取組を展開する必要あり。				●問題が複雑化・複合化している家庭については、単独の支援機関での対応には限界あり。これまで以上に、多機関・多職種連携による包括的な支援体制の整備が必要。	●障がいのある人と一緒に活動する機会づくり。 ●「生きづらさ」の共感。 ●災害時支援。	●福祉制度を知り、福祉を 自分事として認識するた めの福祉教育。 ●自立支援につながる地 域活動、地域の居場所、地 域でのつながりづくり。 ●ひきこもり対策。(出口 として、事業所等との協力 体制の構築など)